

# ブルーミングガーデン昭島自治会 会則

## 第1条(名称・所在地)

1. この会は「ブルーミングガーデン昭島自治会」と称する。
2. この会の所在地は当該年度の自治会長住所とする。

## 第2条(会員)

この会はブルーミングガーデン昭島に居住する世帯をもって組織する。

## 第3条(目的)

この会は会員相互の親睦と交流を図るとともに、居住地区内の生活環境の整備や青少年の健全育成に努める。また周辺地域とも連携して良好な日常生活の維持発展に資することを目的とする。

## 第4条(役員)

この会には次の役員を置く

|      |    |
|------|----|
| 会長   | 1名 |
| 副会長  | 4名 |
| 会計   | 1名 |
| 総務   | 2名 |
| 会計監査 | 2名 |
| 班長   | 8名 |

## 第5条(役員の職務)

1. 会長はこの会を代表し、会務を統括する
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。
3. 会計は会の出納業務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
4. 総務は会務を記録し、会の内外への連絡及び広報を行う
5. 会計監査はこの会の会計を監査する。
6. 班長は班内の取り纏め、連絡等会務を補佐する。
7. 第4条に記載された役員は、「昭島防犯協会日の出支部」及び「武蔵野小地区委員(瑞雲中地区連絡会本部委員兼務)」を兼務する。ただし、役員以外の立候補を妨げない。また、役員以外の推薦を妨げない。

## 第6条(役員の任期)

1. 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員補充のため選任された役員の任期は前任者の残任任期とする。
2. 役員の辞任または任期満了後においても後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。
3. 第5条第7項の役員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、本条が承認された場合の役員の任期は1年とする。

## 第7条(役員を選出方法)

1. 次期会長・副会長・総務・会計は、役員会において現班長より選出し総会の承認を得る選出方法は任意とする。
2. 会計監査は、会長が指名し総会の承認を得る。
3. 班長は、班単位で選出し、その方法は任意とする。
4. 第5条第7項の「昭島防犯協会日の出支部」役員を選出は、本条第1項の役員または本条第3項の役員より2名選出する。
5. 第5条第7項の「武蔵野小地区委員」本部役員を選出は、本条第3項の役員より毎年1名ずつ選出する。ただし、第7条第4項の役員との兼任を妨げない。また、2名の本部役員以外に武蔵野小地区委員が不在の場合(3人目の枠)は、本部役員のいずれかが兼任する。

## 第8条 (会議)

次の会を設け、会長が召集する。

1. 定期総会 : 原則として毎年4月とする。
2. 臨時総会 : 役員会の議決による時、又は会員の1/3以上の要求があったとき
3. 役員会 : 原則として月1回(ただし会計監査を除く)

## 第9条 (議長)

1. 総会の議長はその会に出席した会員の中から選出する。
2. その他の会の議長は会長がその任にあたる。

## 第10条(議決)

1. 総会は会員の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立し、過半数をもって議決する。ただし賛否同数のときは議長が議決する。
2. その他の会議は出席者の過半数をもって議決する。ただし賛否同数のときは議長がこれを議決する。

## 第11条 (会費)

1. 会費は会員1世帯あたり月額300円とする。  
(但し初年度に限り4月から遡及するものとする)
2. 会費は5月、9月に夫々半年分を納入するものとし、各班ごとに班長が集金の上会計に納入する。ただし年額を一括納入することが出来る。

## 第12条 (弔慰金)

1. 会員及び同居家族のなかから死亡者のあったときは、1人につき3,000円を弔慰金として支出する。
2. その他特別の場合は役員会において決定することが出来る。

### 第13条（入会・脱会・中断）

1. 本会の会員になろうとする者は、別紙様式1「自治会入会届」を自治会会長に提出するものとし、入会にあたっての会費は「自治会入会届」の翌月を起算日とする月割計算により同会則第11条に従って自治会会長に納付するものとする。中断した者が本会に再入会する際も同様とする。
2. 本会を脱会・中断する者は別紙様式2「自治会脱会届」または「自治会中断届」を自治会会長に提出しなければならない。  
ただし、死亡又は本会の区域外転出したものは脱会したものとみなす。  
また、納付されている会費は「自治会脱会届」「自治会中断届」の翌月を起算日とする月割計算により会費を返納する。
3. 各届出書の保管期間は提出日から3年とし、総務担当が保管する。  
保管期間が過ぎたものについては廃棄とする。

### 第14条（募金）

自治会内での募金活動について、個別収集を廃止し、年初に一括して募金し、その預金から各募金に分配して提供するものとする。

### 改定履歴

発効 平成14年6月

- |    |            |   |
|----|------------|---|
| 改定 | 平成17年4月10日 | 第3回定期総会において承認<br>第11条改定                   |
| 改定 | 平成18年4月9日  | 第4回定期総会において承認<br>第7条1項、2項、改定              |
| 改定 | 平成19年4月8日  | 第5回定期総会において承認<br>第8条3項、第12条1項、改定          |
| 改定 | 平成20年4月6日  | 第6回定期総会において承認<br>第13条、別紙様式1・2新設           |
| 改定 | 平成22年4月11日 | 第8回定期総会において承認<br>第1条2項、新設                 |
| 改定 | 平成24年4月8日  | 第10回定期総会において承認<br>第5条8項新設、第6条3項新設、第7条4項新設 |

改定 平成 25 年 4 月 7 日 第 11 回定期総会において承認  
第 7 条 4 項改定、5 項新設、第 11 条 3 項新設

改定 平成 26 年 4 月 13 日 第 12 回定期総会において承認  
第 4 条,子供会世話人を削除、第 5 条の改定、第 7 条 2 項,5 項の改定  
第 11 条 3 項の削除、第 14 条新設